

「人権を大切に作る心を育てる」保育についての留意点

平成9年4月1日

厚生省児童家庭局保育課

- 1 保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであるので、家庭や地域社会との連携を密にして、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意するとともに、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目標として保育を行うこと。
- 2 乳幼児期は、心身の成長・発達著しく、一人一人の子どもの個人差が大きいので、保育に当たっては、発達の過程や生活環境など子どもの発達の全体的な姿を把握し、一人一人の子どもの特性や発達の課題に十分留意して保育を行うこと。
特に、家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについては、その家庭及び地域の実態を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、家庭との密接な連携のもとに、子どもの健康、基本的生活習慣、社会性や言葉の発達など日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行うこと。
- 3 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も人を愛し、信頼していくようになること、すなわち、大人との相互作用の中で、人への信頼感と自己の主体性を形成することができることを踏まえ、人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指して保育を行うこと。
- 4 一人一人の人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮されることを踏まえ、一人一人が人間を尊重する気持ちを持てるような、差別を生まない人間関係づくりに努めるとともに、すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合える人間として、また、異なった文化を持った人達と共生できる人間として、自立できるよう保育すること。
- 5 人権を大切に作る心を育てる保育を適切に行うため、保育所の職員は、あらゆる場を通じて、同和問題、障害者、外国人などの人権問題について正しい理解と認識を深めるなど必要な研鑽に努めること。